

宿泊施設特別利用者証について

宿泊施設特別利用者証について

公立学校共済組合直営の宿泊施設・保養所を利用される場合に、「**宿泊施設特別利用者証※**」を施設に提示すると、組合員料金で利用できます。（ご家族の方も組合員料金で利用できます。）

また、下記の共済組合が経営する施設に宿泊する場合も、「**宿泊施設特別利用者証※**」を施設に提示すれば、当該共済組合の組合員等料金で利用できます。（組合員等料金で利用できる方は年金受給者ご本人のみで、ご家族の方は一般料金です。）

※小冊子「やすらぎの宿」等とともに退職予定者へお渡しする書類一式の中に同封しています。

「宿泊施設特別利用者証」の利用できる共済組合

- ・ 地方職員共済組合
- ・ 東京都職員共済組合
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団
- ・ 警察共済組合
- ・ 都市職員共済組合
- ・ 各市町村職員共済組合
- ・ 指定都市職員共済組合
- ・ 文部科学省共済組合
- ・ 全国市町村職員共済組合連合会
- ・ 国家公務員共済組合連合会
- ・ 防衛省共済組合

